

審判前の保全処分 申立手数料及び予納郵便切手一覧表 (後見関係事件を除く)

和歌山家庭裁判所本庁

【令和5年11月1日実施】

	事件名	印紙	郵券内訳
第1類型	【遺産分割】 財産管理者選任及び選任取消, 財産管理に関する指示及び指示取消	なし	(1194円+10円)×1組, 84円×当事者数
第3類型	【特別養子縁組事件】 親権者・未成年後見人の職務執行停止・職務代行者選任及び取消 【親権者指定・親権者変更・親権喪失・管理権喪失事件】 親権者の職務執行停止・親権代行者選任及び取消	なし	(1194円+10円)×(親権者数+1), 140円×2枚, 84円×10枚, 63円×10枚, 10円×10枚, 2円×10枚
第4類型	不動産仮差押 *	1000円	(1194円+10円)×2組 ※ 申立人(債権者)が交付送達の場合は, 1組で足りる。 (620円+574円)×登記所数 ※ 登録免許税が10万円を超えるときは, 不足分(5万円ごとに20円)を追加 ※ 対象物件に滞納処分がある場合は, 94円×滞納処分税務署数を追加
	債権仮差押 *	1000円	(1194円+10円)×2組 ※ 申立人(債権者)が交付送達の場合は, 1組で足りる。 1250円×第三債務者数 ※ 第三債務者に対し陳述催告を行う場合は, (564円+84円)×第三債務者数を追加
	動産仮差押 *	1000円	(1194円+10円)×2組 ※ 申立人(債権者)が交付送達の場合は, 1組で足りる。
	不動産処分禁止仮処分 *	1000円	(1194円+10円)×2組 ※ 申立人(債権者)が交付送達の場合は, 1組で足りる。 (620円+574円)×登記所数 ※ 登録免許税が10万円を超えるときは, 不足分(5万円ごとに20円)を追加
	不動産占有移転禁止仮処分 *	1000円	(1194円+10円)×2組 ※ 申立人(債権者)が交付送達の場合は, 1組で足りる。
	【仮の地位を定める仮処分】 * 婚姻費用・養育費・扶養料仮払い 監護者指定・子の引渡し等・仮分割の仮処分等	1000円	500円×4枚, 140円×1枚, 100円×2枚, (84円+50円)×5組, (20円+10円+1円)×10組 ※ 当事者が2名を超える場合には, 1名増えるごとに, 500円2枚, 140円1枚, 100円×1, 84円2枚, 10円2枚, 1円5枚を追加

注1) *印は, 相手方が1名増えるごとに1204円分の郵便切手を追加

注2) 児童福祉法28条の家庭裁判所の承認事件を本案とする「面会・通信の制限」事件 * について, 印紙:なし、郵便切手:(1194円+10円)×2組, 84円×10枚